

「利根川流域別下水道整備総合計画策定懇談会」規約

(設置)

第1条 国土交通省、関係県及び政令指定都市が共同で策定する「利根川流域別下水道整備総合計画」の基本方針（目標負荷量の都府県間配分）の策定について、目標負荷量算出に関する技術的助言するため、「利根川流域別下水道整備総合計画策定懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇談会は、別紙－1に掲げる者で構成する。

2. 懇談会委員は、関東地方整備局企画部長が委嘱する。
3. 懇談会委員の委嘱期間は、「利根川流域別下水道整備総合計画」の基本方針の策定までとする。
4. 懇談会は、別紙－2に掲げる「利根川流域別下水道整備総合計画検討委員会幹事会」幹事及び専門幹事をオブザーバーとする。

(座長)

第3条 懇談会に座長を置く。座長は、懇談会委員の互選により決定する。

2. 座長は、会務を掌理する。
3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する懇談会委員がその職務を代理する。

(公開)

第4条 懇談会の議事録及び議事要旨は、懇談会の都度作成し、公開するものとする。

2. 懇談会資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合、その旨を明示した上で非公開とすることが出来る。

(運営)

第5条 懇談会の招集は、必要に応じて「利根川流域別下水道整備総合計画検討委員会」の委員長である関東地方整備局企画部長が行う。また、企画部長は、必要があるときは懇談会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

2. 懇談会の庶務は、関東地方整備局企画部広域計画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定めるものとする。

(附則)

第7条 この規約は、令和5年7月20日から施行する。

「利根川流域別下水道整備総合計画策定懇談会」委員

氏名	所属・役職	備考
浅枝 隆	埼玉大学名誉教授	
齋藤 利晃	日本大学工学部土木工学科教授	

「利根川流域別下水道整備総合計画策定懇談会」オブザーバー

- 「利根川流域別下水道整備総合計画検討委員会幹事会」幹事

所属・役職	備考
茨城県県民生活環境部環境対策課水環境室室長補佐	
茨城県土木部河川課課長補佐	
茨城県土木部都市局下水道課係長	
栃木県環境森林部環境保全課副主幹	
栃木県県土整備部河川課課長補佐	
栃木県県土整備部都市整備課下水道室副主幹	
群馬県環境森林部環境保全課補佐	
群馬県県土整備部河川課補佐	
群馬県県土整備部下水環境課補佐	
埼玉県環境部水環境課副課長	
埼玉県県土整備部河川砂防課主幹	
埼玉県下水道局下水道事業課主幹	
千葉県環境生活部水質保全課副課長	
千葉県県土整備部河川環境課副課長	
千葉県県土整備部都市整備局下水道課副課長	
千葉市環境局環境保全部環境規制課主査	
千葉市建設局下水道企画部総合治水課河川班主査	
千葉市建設局下水道企画部下水道経営課企画班主査	
関東地方整備局企画部広域計画課長	
関東地方整備局企画部広域計画課課長補佐	
関東地方整備局河川部河川環境課建設専門官	
関東地方整備局建政部都市整備課課長補佐	
関東地方整備局利根川上流河川事務所流域治水課長	
関東地方整備局利根川下流河川事務所流域治水課建設専門官	
関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所湖沼環境課長	
関東地方整備局江戸川河川事務所流域治水課長	
関東地方整備局渡良瀬川河川事務所流域治水課長	
関東地方整備局下館河川事務所流域治水課長	
関東地方整備局高崎河川国道事務所河川管理課長	

- 専門幹事

所属・役職	備考
国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付計画係長	
国土技術政策総合研究所下水道研究部下水処理研究室研究官	
国立研究開発法人土木研究所流域水環境研究グループ 水質チーム主任研究員	